

東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者の 長期的健康管理の実施状況について

令和 7 年 10 月 30 日

厚生労働省では、東京電力福島第一原子力発電所の事故収束に当たった緊急作業従事者の被ばく線量や健康診断結果等をデータベースに登録し緊急作業従事者の長期的健康管理^{※1}を実施しています。

※1 「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（平成 23 年 10 月 11 日制定。平成 27 年 8 月 31 日改正。以下「大臣指針」といいます。）に基づいています。

1 登録証の送付状況

厚生労働省では、緊急作業従事者に対して、長期的健康管理システムにデータが登録されていることを証する「東電福島第一原発緊急作業従事者登録証」（以下「登録証」といいます。）を発行、送付しています。

登録証は、緊急作業従事者 19,812 人（令和 7 年 10 月現在）のうち、現在までのところ、19,714 人（99.5%）に送付済みです。登録証を送付できていない 98 人のうち、死亡者や拒否者など 80 人を除く住所不明等 18 人に対しては、引き続き住所の確認を実施し登録証を送付していきます。

2 手帳の発行状況

厚生労働省では、緊急作業従事期間の被ばく線量（実効線量）が 1 年につき 50mSv を超える緊急作業従事者（以下「特定緊急作業従事者」といいます。）に対して、「特定緊急作業従事者等被ばく線量等記録手帳」（以下「手帳」といいます。）を発行しています。

手帳は、特定緊急作業従事者 911 人（令和 7 年 10 月現在）のうち、申請があった 897 人（98.5%）に発行済みです。

3 大臣指針に定めるがん検診等^{※2}の受診状況

令和元年10月から令和6年度までの間における特定緊急作業従事者に対する大臣指針に定めるがん検診等の受診状況については表1、2のとおりです。

令和6年度における白内障に関する眼の検査の受診状況について、対象者は869人、受診者は455人、受診率は52.4%でした。また、令和6年度におけるがん検診等の受診状況について、対象者は173人、受診者は140人、受診率は80.9%でした。

引き続き、対象者の方々に受診を勧奨してまいります。

※2 大臣指針は、緊急作業従事期間の被ばく線量が、1年につき50mSvを超える緊急作業従事者に対して白内障に関する眼の検査を、100mSvを超える緊急作業従事者に対してがん検診等を、おおむね1年ごとに1回実施することを事業者に求めています(離職後は国が援助)。これらの検査結果は、本人の同意のもと厚生労働省に集められ、厚生労働省のデータベースに登録されます。

表1 大臣指針に定める白内障に関する眼の検査の受診状況

	令和元年10月から 令和2年度末まで ^{※3}	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数 ^{※4}	890人	887人	883人	877人	869人
受診者数 ^{※5}	436人	458人	446人	442人	455人
受診率	49.0%	51.6%	50.5%	50.4%	52.4%

※3 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い直近の集計期間を半年間延長しました。

※4 両側白内障手術済み、死亡、海外在住等は除いています。

※5 期限までに回答が得られない場合は未実施として計上しています。

表2 大臣指針に定めるがん検診等の受診状況

	令和元年10月から 令和2年度末まで ^{※6}	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数 ^{※7}	173人	173人	173人	173人	173人
受診者数 ^{※8}	154人	138人	144人	137人	140人
受診率	89.0%	79.8%	83.2%	79.2%	80.9%

※6 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い直近の集計期間を半年間延長しました。

※7 死亡、海外在住等は除いています。

※8 期限までに回答が得られない場合は未実施として計上しています。

4 健康相談・保健指導窓口における相談状況

厚生労働省では、緊急作業従事者を対象とした健康相談・保健指導の窓口を設置しています。日本全国どこからでもフリーダイヤルによる電話相談が可能で、予約により、医師、保健師等による対面による健康相談や保健指導を受けることができます（フリーダイヤル 0120-808-609）。

令和6年度の健康相談等の実施状況は、表3、4のとおりです。

表3 健康相談等の実施件数^{※9}
(令和6年4月から令和7年3月末まで)

健康相談等	219
電話相談	134
メール相談	6
窓口による対面相談	71
文書による相談	8
データベース情報照会対応	714

※9 問合せ人数の集計結果です。

表4 健康相談等内容延件数^{※10}

健康相談	49
健康状態と被ばくの関係	10
健康状態と労災適用の可能性	11
その他の健康相談	28
保健指導	58
健康診断結果に基づく保健指導	58
長期的健康管理の制度について	117
登録証・手帳、住所変更に関する問い合わせ	24
健康診断及びがん検診に関する問い合わせ	30
住所等の現況調査に関する問合せ	38
その他の問合せ	25
その他	12

※10 相談内容件数の集計結果です。